

芦屋市の機関に出頭する者等の実費弁償に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法律の規定に基づき、本市の議会、委員会又は委員(以下「機関」という。)の招請等により出頭し、又はその公聴会に参加した関係人、証人等の実費弁償について定めることを目的とする。</p> <p>(実費弁償)</p> <p>第2条 実費弁償は、次に掲げる場合に当該関係人、証人等に対して行う。ただし、本市から報酬又は給与の支給を受ける者が職務上出頭し、又は参加した場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 地方自治法第100条第1項後段の規定により議会に選挙人その他の関係人として出頭した場合</p> <p>(3) 地方自治法第115条の2第2項（第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により参考人として出頭した場合並びに第115条の2第1項（第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会に利害関係者又は学識経験者等として参加した場合</p> <p>(4)～(7) (省略)</p> <p>(補則)</p> <p>第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法律の規定に基づき、本市の議会、委員会又は委員(以下「機関」という。)の招請等により出頭し、又はその公聴会に参加した関係人、証人等の実費弁償について定めることを目的とする。</p> <p>(実費弁償)</p> <p>第2条 実費弁償は、次に掲げる場合に当該関係人、証人等に対して行う。ただし、本市から報酬又は給与の支給を受ける者が職務上出頭し、又は参加した場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 地方自治法第100条第1項の規定により議会に選挙人その他の関係人として出頭した場合</p> <p>(3) 地方自治法第109条第6項、第109条の2第5項及び第110条第5項の規定により参考人として出頭した場合並びに第109条第5項、第109条の2第5項及び第110条第5項の規定により公聴会に利害関係者又は学識経験者等として参加した場合</p> <p>(4)～(7) (省略)</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>